



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 古内 耕太郎
(コード番号 9628 東証・大証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 的羽 元司
電話 06-6226-0038

取締役の報酬額改定および株式報酬型ストックオプションの内容決定について

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権による報酬等の額及びその具体的内容についての議案を、平成21年6月26日開催予定の当社第80期定時株主総会に下記の通り付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

(提案の理由)

当社は、取締役に対して、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てることとしたいと存じます。

会社法(平成17年法律第86号)上、取締役に対して割り当てるストックオプションとしての新株予約権が、取締役の報酬等に該当するため、取締役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容につきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容は、会社業績及び当社における業務執行の状況・貢献度等を基準として決定しております。

当社は、新株予約権が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであること等から、その具体的な内容は相当なものであると考えております。

第80期定時株主総会において取締役選任議案が原案どおり承認可決されますと、ストックオプションの対象取締役は7名となります。

(議案の内容)

1. 当社取締役に対する金銭の報酬とは別枠として、取締役に対するストックオプションとし

ての新株予約権に関する報酬等の額を、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年間に
つき年額1億円を上限として設ける旨をご承認いただきたく存じます。

2. 当社取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容は以下の内容
といたしたく存じます。

(1) 新株予約権の総数並びに目的である株式の種類及び数

新株予約権の総数 800個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内
の日に発行する新株予約権の数の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類及び数 新株予約権の目的である株式の種類
は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」
という。)は100株とする。

ただし、本議案の決議の日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式
につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)又は株式併合を行う
場合には、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社
は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

当社普通株式80,000株を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発
行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限
とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限
数を乗じた数を新株予約権の目的である株式の総数の上限とする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使す
ることにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これ
に付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の翌日より10年以内で当
社取締役会が定める期間とする。

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(5) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、割当日の翌日から3年を経過する日から行使できるものとする。
ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪
失した場合には、当該地位喪失日の翌日から新株予約権を行使することがで
きるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集
事項を決定する取締役会において定める。

3. 上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び具体的な内容には、
従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与を含まないものといたしたく存じ
ます。

以上